

奈良県における令和元年度
PRTRデータ集計結果の概要について

奈 良 県

○ PRTRについて

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:環境汚染物質排出移動登録)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では平成 11 年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)により制度化されました。



令和元年度PRTRデータの概要

1. 事業者からの届出状況

奈良県全体として271事業所から届出があり、業種別・市町村別の届出数の内訳は、以下のとおりです。業種別では、燃料小売業が最も多く、以下、一般廃棄物処理業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、下水道業、一般機械器具製造業の順となっています。また、市町村別では、奈良市、大和郡山市、生駒市、橿原市、五條市の順となっています。

業種別の届出状況

業 種	届 出 数	業 種	届 出 数
繊維工業	1	一般機械器具製造業	8
木材・木製品製造業	4	電気機械器具製造業	6
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	輸送用機械器具製造業	1
出版・印刷・同関連産業	2	石油卸売業	1
化学工業	6	その他の製造業	0
医薬品製造業	2	下水道業	12
石油製品・石炭製品製造業	2	鉄道業	1
プラスチック製品製造業	14	燃料小売業	146
ゴム製品製造業	4	自動車整備業	2
窯業・土石製品製造業	1	計量証明業	1
鉄鋼業	1	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）	29
非鉄金属製造業	4	産業廃棄物処分業	3
金属製品製造業	15	高等教育機関	2
		合計	271

市町村別の届出状況

市 町 村	届出数	市 町 村	届出数	市 町 村	届出数	市 町 村	届出数
奈良市	55	生駒市	21	生駒郡安堵町	4	吉野郡吉野町	1
大和高田市	4	香芝市	11	磯城郡川西町	4	吉野郡大淀町	5
大和郡山市	32	葛城市	11	磯城郡田原本町	9	吉野郡下市町	2
天理市	14	宇陀市	13	高市郡高取町	1	吉野郡天川村	1
橿原市	18	山辺郡山添村	4	北葛城郡上牧町	2	吉野郡十津川村	1
桜井市	9	生駒郡平群町	5	北葛城郡王寺町	1	吉野郡川上村	1
五條市	15	生駒郡三郷町	1	北葛城郡広陵町	8		
御所市	11	生駒郡斑鳩町	2	北葛城郡河合町	5	合計	271

2. 対象化学物質の届出排出量・移動量

(1) 排出・移動先別の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量合計は、1,113 トンであり、内訳は総排出量が498トン、総移動量615トンとなっています。

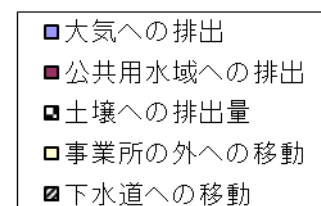
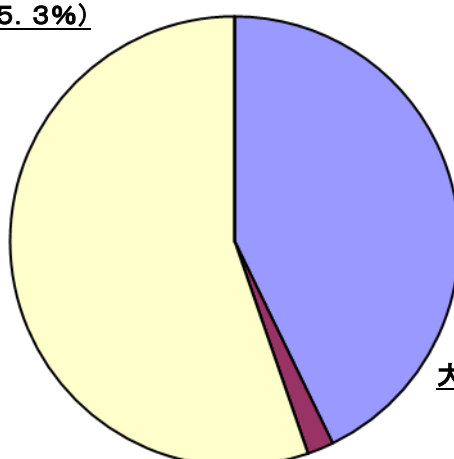
排出量の内訳は、大気への排出477トン(総排出量比:95.7%)、公共用水域への排出21トン(同:4.3%)となっています。また、移動量の内訳は、事業所の外への廃棄物としての移動615トン(総移動量比:100.0%)となっています。

	奈良県 合計 (t)	排出量・移 動量に対 する構成 比(%)	合計に対 する構成 比(%)	全国比 (%)	全国合計 (t)
対象化学物質の排出量	498	100.0	44.7	0.35	140,341
大気への排出量	477	95.7	42.8	0.37	127,726
公共用水域への排出量	21	4.3	1.9	0.30	6,992
土壌への排出量	0	0.0	0.0	0.00	202
事業所内での埋立処分	0	0.0	0.0	0.00	5,421
対象化学物質の移動量	615	100.0	55.3	0.25	245,242
下水道への移動	0	0.0	0.0	0.01	872
事業所の外への移動	615	100.0	55.3	0.25	244,370
排出量・移動量の合計	1,113	-	100.0	0.29	385,582

※数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合があります。

届出排出量・移動量

下水道・事業所外への移動量(55.3%)



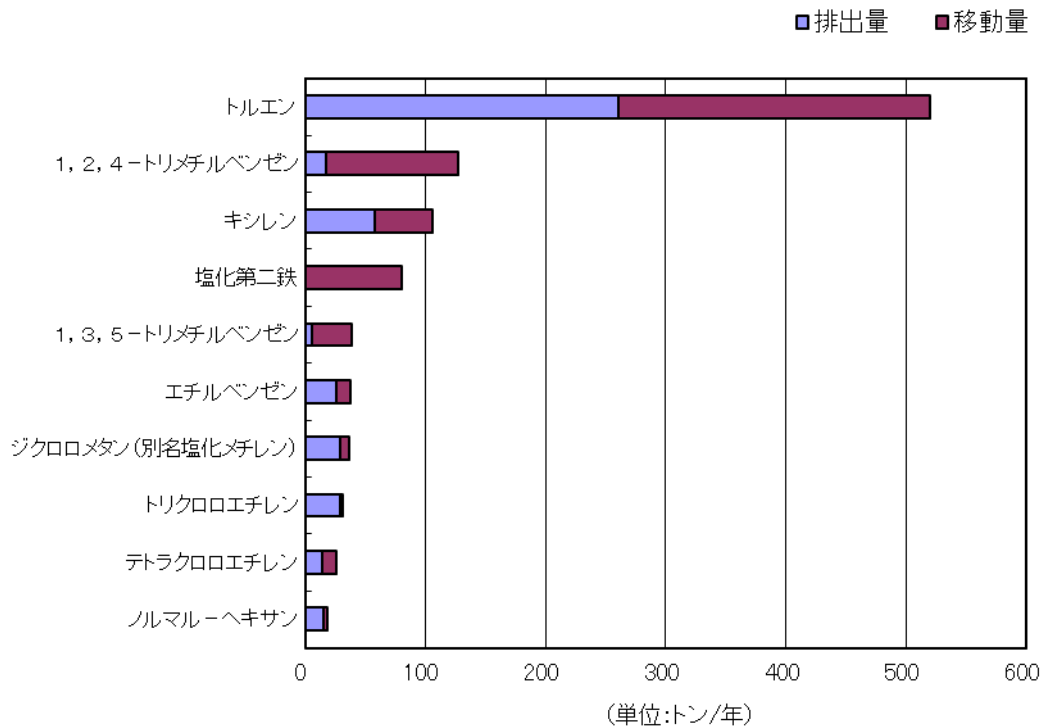
大気・公共用水域・土壌への排出量(42.8%)

(2) 物質別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 1,022 トンで、総排出・移動量 1,113 トンの 91.8%となっている。化学物質別では、トルエン[520 トン]、1,2,4-トリメチルベンゼン[127 トン]、キシレン[106 トン]、塩化第二鉄[81 トン]、1,3,5-トリメチルベンゼン[39 トン]、エチルベンゼン[38 トン]の順となっています。

トルエン、キシレンは全国的にみても排出量・移動量が多い物質で、合成原料や塗料等の溶剤として幅広く用いられています。塩化第二鉄は、平成 20 年の化管法施行令改正により追加された新規物質であり、金属腐食剤や排水処理等の凝集沈殿剤として用いられています。1,2,4-トリメチルベンゼンは、アルミニウム顔料の製造工程で用いる溶剤等に含まれています。

物質別の届出排出量・移動量(上位10物質)



(3) 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は1,029トンで、対象46業種(製造業23業種、非製造業23業種)から届出のあった総排出・移動量1,113トンの92.5%となっている。業種別では、非鉄金属製造業[408トン]、金属製品製造業[208トン]、一般機械器具製造業[81トン]、プラスチック製品製造業[73トン]、窯業・土石製品製造業[64トン]、の順となっています。

業種別の届出排出量・移動量(上位10業種)

